誓約書 兼 スマホ貸与契約書

＿＿＿＿＿＿（以下、甲という）と＿＿＿＿＿＿＿（以下、乙という）は、甲が貸与するスマートフォン（以下、端末という）の利用等に関して、次の通り合意したので本契約を締結する。

**第１条（目的）**

甲が購入した端末を乙が利用するにあたり、本契約を誠実に守ることとする。過度に依存することなく適切な利用を心がける。

**第２条（端末の利用）**

（１）基本は、家族との連絡用としてのみ利用するものとする。よって、家族からの着信（電話、LINE等）があった場合は必ず迅速に返信をすること。

（２）端末やID・パスワードの設定・管理

甲は乙が快適に利用できるよう、端末のセットアップ・設定を行う。IDやパスワードの設定および管理は甲が行い、新規取得や変更等の必要がある場合は、乙から甲に申し出る。また、甲に通知することなく端末設定やパスワードの変更等を行わない。

（３）利用時間

朝　　時から夜　　時までとする。また、学校が定める定期テストの１週間前の朝から、テスト終了後帰宅するまでは、甲が端末を預かる。

ただし、特別な事情がある場合（クラブ活動等）は乙が甲に対して利用時間の変更を事前に申し出るものとする。

（４）アプリの利用

利用したいアプリがあるときは、乙から甲に申し出る。甲に無断でダウンロード利用はしない。

（５）SNS等の利用

* LINEは、家族および学校の友達と　　　　の友達の間で最小限の利用を認める。ただし、知らない人、直接会ったことのない人（友達の友達等）とは友だち登録をしない。
* その他のサービス（Twitter/Instagram/TicTok等）の利用は甲の許可を得ること。

（６）利用にあたっての諸注意

* 位置情報は重要なものなので、原則オフにしておく。
* 調べものは、甲が見ても問題がない内容にすること。
* インターネットに公開されている情報は有益だが、嘘の情報も多く含まれていることを理解すること。正しい情報を得るために、書籍や新聞、または大人を活用すること。
* 写真や動画を撮る際には、その必要性をよく考えた上で実施し、むやみに撮影をしない。特に公共の場所では、他人のプライバシーに配慮すること。
* 面と向かって言えないことは、LINE等のSNS上でも言わないこと。喧嘩になりそうなときは直接会って話すか、電話を利用すること。
* 一度インターネットに公開された情報は、一生消すことはできない。たとえ友達だけに送ったとしても、そこからどうコピーされるのかまでは自分でコントロールはできないことを理解すること。
* 友達同士であっても、公共の場所でできないようなことはLINE等のSNS上でしない（裸の写真を送る等）。また、そのようなことを要求されたら、すぐに甲に相談すること。

**第３条（端末利用の場所）**

（１）原則としてリビングで利用し、自室に持ち込まない。

（２）食事中、入浴中、トイレ中の利用はしない。

（３）就寝時または利用していないときは　　　　　　に置いておき、常にポケットにいれて持ち歩くようなことはしない。

（４）学校への持ち込みについては、学校のルールに従う。

（５）塾や習い事の際は持ち歩いてよいが、始業時には電源を切り鞄にしまっておく。

（６）その他外出時での扱いについては、そのつど甲に相談する。

**第４条（費用）**

（１）甲は基本料金、利用を認めたサービス料金を負担する。

（２）端末が破損した際、修理の費用は乙が負担する。

（３）端末を紛失した際、新たに端末を購入する費用は乙が負担する。

（４）その他の料金については、そのつど甲に相談する。

**第５条（監査）**

甲は必要に応じて、端末の一切の情報を確認することができる。実施の際は乙のプライバシーを極力尊重する。

**第6条（罰則）**

（１）契約違反があった際は、甲は乙に対して端末の一定期間の利用禁止を命じることができる。

（２）度重なる契約違反があった際は、甲は端末の解約をし、　　か月間の利用禁止を命じることができる。

**第７条（有効期間）**

（１）本契約書の有効期間は、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿＿＿年＿＿月＿＿日までとする。

（２）前項の定めに関わらず、甲は本契約を解約することができる。

**第８条（協議事項）**

本契約書に定めのない事項が生じたとき、または各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙が誠意を持って協議の上解決する。

以上、本契約の成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名のうえ、それぞれ１通を保管する。

締結日 ＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

甲＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿